

島根県立大学浜田キャンパス同窓会会則

2004.3.19 制定
2007.2.11 一部改正
2008.5.17 一部改正
2010.2.13 一部改正
2011.9.24 一部改正
2012.10.7 一部改正
2017.5.20 一部改正
2018.12.21 一部改正
2019.4.1 一部改正
2024.8.2 一部改正

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、島根県立大学浜田キャンパス同窓会（愛称：海夕会）と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と向上を図るとともに、島根県立大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会報の作成及び会員名簿の管理
- (2) 講演会、講習会等の開催
- (3) 島根県立大学の後援
- (4) その他必要な事業

(事務局)

第4条 本会の事務局は、島根県立大学内に置く。

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 島根県立大学卒業生、島根県立大学大学院修了生及び理事会の承認を得た者
 - (2) 準会員 島根県立大学在学生及び島根県立大学大学院在学生
 - (3) 特別会員 島根県立大学現旧教職員
- 2 準会員は、島根県立大学を卒業したときには正会員になるものとする。

第3章 役 員

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 理事 20名以内
 - (4) 監事 2名
- 2 会長、副会長及び監事は、理事会において、理事の中から選出する。
- 3 各支部の支部長は、本部理事を兼任する。
- 4 理事は、立候補とし、総会をもって承認する。
- 5 役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 会長及び副会長に1任期にそれぞれ3万円を支給する。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を統括し、総会及び理事会の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これに代わってその職務を行う。
- 3 理事は、会務を審議決定する。
- 4 監事は、会務及び会計を監査する。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、島根県立大学長及び会長経験者等をもって充てる。

第4章 会議

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、理事会とし、会長が招集する。

(総会)

第10条 定例総会は、3年に1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

2 理事会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 会員の入会及び退会の承認
- (2) 予算の決定及び決算の承認
- (3) 役員の選出
- (4) 規約の制定及び改廃
- (5) その他重要事項

3 理事会は会長が必要と認めたとき、又は理事会構成員の3分の1以上の者から会議の目的を示して要求があったとき、会長が招集する。

4 理事会は構成員の5分の3以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、あらかじめ書面をもって意思を表示した者は、出席者とみなす。

5 理事会の議事は、出席者の過半数の賛成をもって決する。

6 理事会に要する理事の旅費は別表により本会が負担する。

(幹事会)

第12条 [削除]

第5章 会計

(経費)

第13条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会費等)

第14条 会費は5,000円とし、入学時に納入するものとする。

2 入学時に会費を納入しなかった者は、在学中あるいは卒業後に納入するものとする。

3 会員が退会する場合でも、既に納入した会費は、これを返還しない。

4 準会員が退学等する場合は、退学等に伴い申請があった場合に限り、会費を返還する。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 支部

(支部)

第16条 本会会員は、地域内での会員相互の親睦・扶助を図ることを目的として、支部を結成することができる。

2 支部を結成しようとする会員は、支部規則並びに支部長及び副支部長を明記した支部員名簿を本会会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

3 本会は、支部の活動状況支援のため、事務費その他の経費を本部会計から支出することができる。

附 則

1 この会則は、平成16年3月19日から施行する。ただし、第14条第1項の規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1. この会則は、平成19年2月11日から施行する。

附 則

1. この会則は、平成20年5月17日（以下「施行日」という）から施行する。

2. 改正後の第 5 条第 1 項第 1 号の規定は、施行日以後に島根県立大学大学院を修了した者について適用する。
3. 改正後の第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定は、施行日以後に島根県立大学に入学した者及び島根県立大学大学院を修了した者について適用し、施行日前に島根県立大学に入学した者については、改正前の同条第 1 項及び第 2 項の規定は、なおその効力を有する。
4. 施行日前に島根県立大学に入学した者については、改正後の第 14 条第 3 項の規定にかかわらず、退学に伴い申出があった場合に限り、会費を返還する。

附 則

1. この会則は、平成 22 年 2 月 13 日から施行する。

附 則

1. この会則は、平成 23 年 9 月 24 日から施行する。

附 則

1. この会則は、平成 24 年 10 月 7 日から施行する。

附 則

1. この会則は、平成 29 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

1. この会則は、平成 30 年 12 月 21 日から施行する。

附 則

1. この会則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この会則は、令和 6 年 8 月 2 日から施行する。

旅費

第4章 会議

(理事会)

第11条

5 理事会に要する理事の旅費は別表により本会が負担する。

別表第1（第11条第6項関係）

地域	旅費
北海道、東北、関東地方	25,000円
中部地方	20,000円
関西地方	10,000円
中国・四国地方 (石見地域を除く)	5,000円
九州地方	10,000円